

令和3年度 琴浦町国民健康保険運営協議会（第1回）日程

日時 令和3年11月25日(木) 14:00～15:00

場所 琴浦町役場本庁舎 第1会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 役員改選（会長・副会長選任）

会長 \_\_\_\_\_

副会長 \_\_\_\_\_

(2) 会議録署名委員指名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(3) 令和3年度国民健康保険特別会計の現状について

ア 被保険者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

イ 財政状況（基金と税率改定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

ウ 財政状況（国保特別会計決算状況及び令和3年度予算執行状況）・・・・・・ P3

エ 保険税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

オ 医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

カ 保健事業（第2期琴浦町国民健康保険保険事業実施計画）・・・・・・ 別添

(4) 令和4年度国民健康保険税率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

4 閉 会

# 会議出席者一覧

令和3年度琴浦町国民健康保険運営協議会  
(令和3年11月25日)

	氏名	出欠状況		備考
		出席	欠席	
被保険者代表	安谷 潔美	○		
	村本 美奈	○		
	阿部 信恵	○		
公益代表	三浦 勝美	○		農業委員会
	桑本 靖子	○		食生活改善推進員
	池口 由美子	○		民生児童委員
医療機関代表	青木 哲哉	○		
	石亀 裕通	○		
	松本 恵吾	○		

	氏名	所属
事務局	小松 弘明	町長
	大田 晃弘	税務課 課長
	難波 浩幸	すこやか健康課
	高多 佑典	すこやか健康課

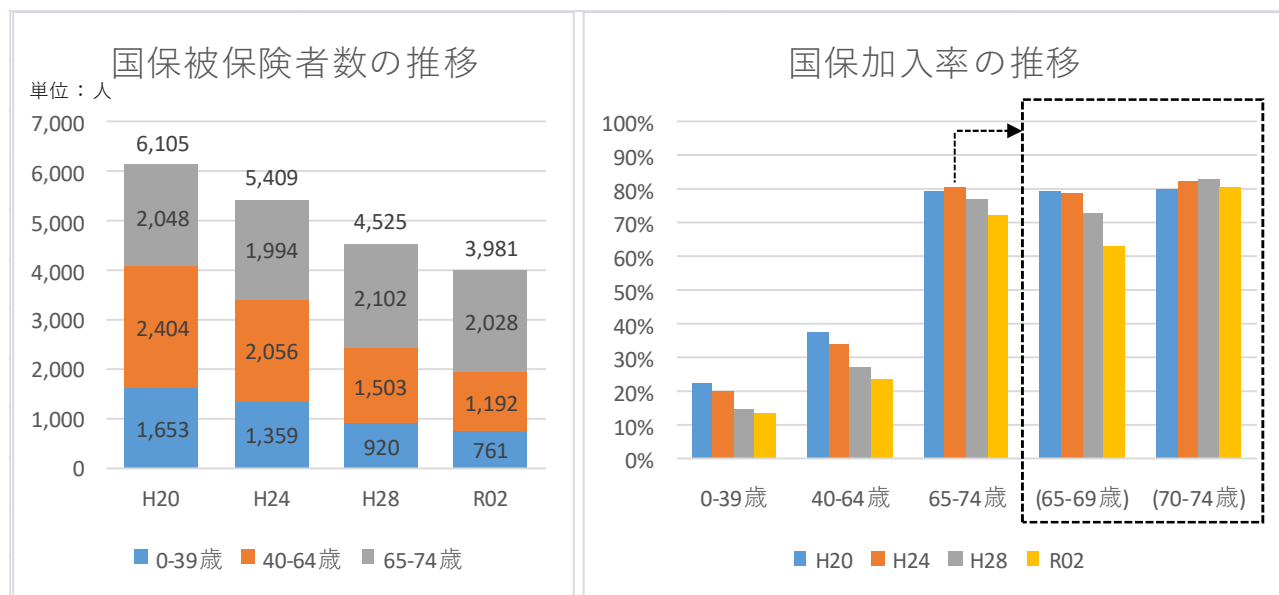
(3) 令和3年度国民健康保険特別会計の現状について

ア 被保険者数

平成20年代は人口減少とともに約200人のペースで被保険者数が減少していたが、近年は減少ペースが緩やかになっている。前期高齢者(65～74歳)はほぼ横ばい、高齢受給者(70～74歳)は増加しており、全体に占める高齢者の割合は上昇傾向にある。ただし、団塊世代(昭和22～24年生)が75歳になり後期高齢者医療への移行が進むと高齢受給者も減少する見込み。

区 分		平成30年度 (年度平均)	令和元年度 (年度平均)	令和2年度 (年度平均)	令和3年度 (10月末現在)	
全町	人口	17,547人	17,304人	17,068人	16,771人	
	世帯数	6,473世帯	6,473世帯	6,495世帯	6,460世帯	
国保	国保被保険者数	4,261人	4,077人	3,989人	3,921人	
	前期高齢者(65～74歳)	2,052人	1,997人	1,992人	2,017人	
	高齢受給者(70～74歳)	1,026人	1,057人	1,119人	1,152人	
	国保世帯数	2,534世帯	2,463世帯	2,426世帯	2,412世帯	
	介護保険第2号被保険者数	1,332人	1,254人	1,201人	1,149人	
加入率	国保	世帯数	39.15%	38.05%	37.35%	37.34%
		被保険者数	24.28%	23.56%	23.37%	23.38%
	介護	第2号被保険者数	7.59%	7.25%	7.04%	6.85%

年齢区別の国保加入状況を見ると、65歳未満の被保険者数の減少に加え、近年は60代後半も急激に減少している。65歳以降も働き続ける人が増え、退職して国保へ加入する年齢が引き上げられていることが原因と予想される。なお、70歳以上になると概ね80%以上の加入率となっている。



## イ 財政状況（基金と税率改定）

### （ア）基金取崩と赤字繰入

琴浦町では平成 21・22 年に約 1 億 4000 万円の基金取り崩しを行った。基金がほぼ底を突くと平成 27 年度まで毎年多額の赤字繰入により税収不足を補っていたが、平成 28 年度に税率改定を行い赤字繰入への依存から脱却した。

### （イ）国保広域化への対応

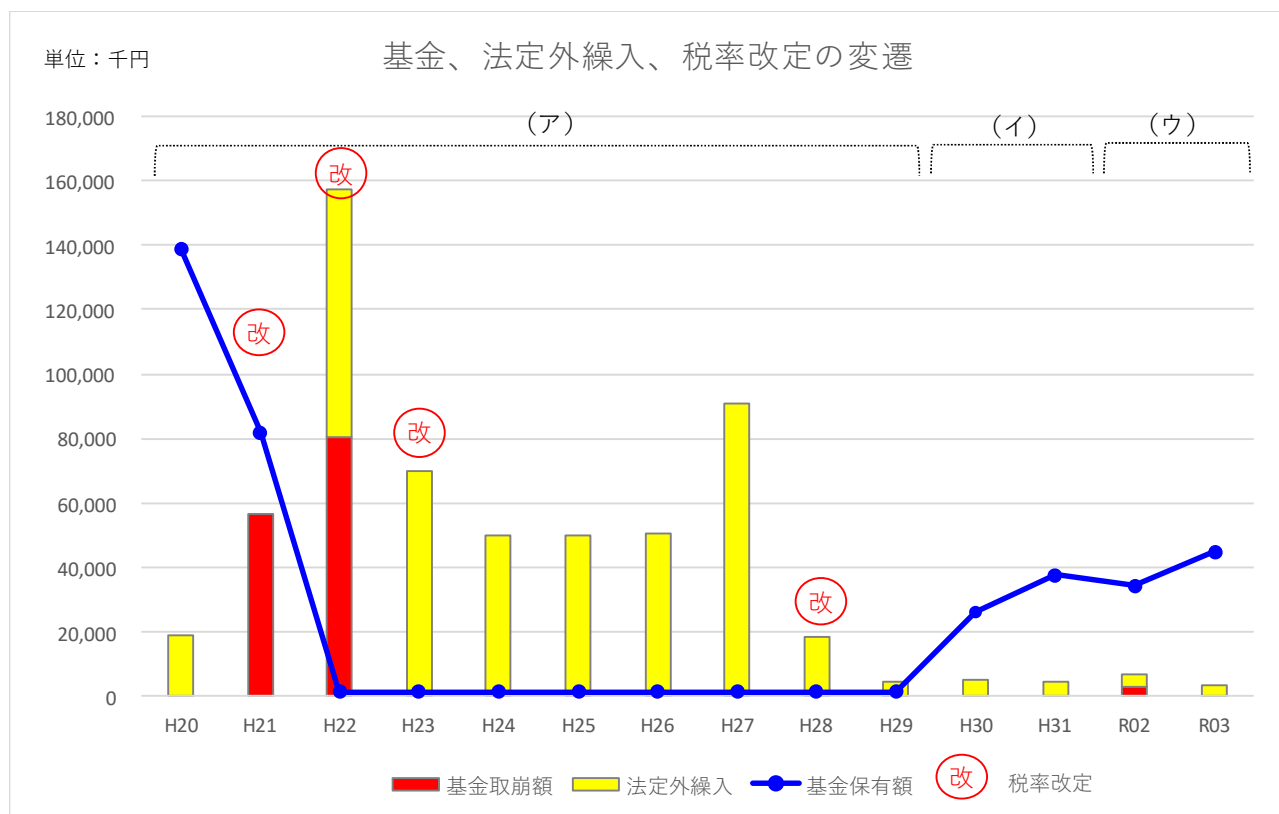
平成 30 年度から国保の広域化（都道府県単位化）が始まり、県が国保の財政運営を担うようになった。県は診療報酬等支払いの財源として各市町村が負担する納付金の額を決定し、市町村は保険税や一般会計繰入等を財源として県へ納付金を納付する。

納付金負担が重く、広域化前と比較して急激な保険税率引き上げが必要な市町村には激変緩和措置により納付金の減額調整が行われるが、令和 6 年に廃止される。

琴浦町でも将来の納付金負担増に向けて段階的に保険税率を引き上げていくため、令和 2 年 3 月に保険税率の改定を行った。

### （ウ）新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）による被保険者の経済的負担を考慮し、同年 6 月に保険税率改定を 1 年延期することとした。また、令和 3 年度についても引き続き保険税率を据え置くこととなった。



※令和 3 年度の基金保有額は基金積立金（9 月補正時点）を反映すると 44,956 千円

※一般会計繰入の法定外は地方単独事業（特別医療）に係る減額調整措置の補填

ウ 財政状況（国保特別会計決算状況及び令和3年度予算執行状況）

（ア）平成30年度

激変緩和措置により県へ納付する納付金が減額されているため、保険税率据え置きままでも黒字となり、約2600万円の基金積み立てを行うことができた。

（イ）令和元年度

前年度と同様に保険税率据え置きとし、約1100万円の基金積み立てを行った。

（ウ）令和2年度

激変緩和措置が徐々に減少し納付金負担が重くなってきたことに加え、新型コロナの影響により保険税率改定を1年延期したため、保険税収入に不足が生じ、基金を一部取り崩した。

（エ）令和3年度

当初予算では新型コロナの影響による被保険者の所得減少に伴う保険税収入の大幅減を見込み、基金繰入（約2600万円）により対応することとしていた。

ところが、保険税本算定の結果、予想していた所得の減少が見られず、被保険者数の減少も例年より少なかったことから基金繰入をする必要がなく、逆に基金積立（約1000万円）を行うこととなった。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (9月補正後)	
歳 入 合 計	2,102,115千円	2,042,660千円	1,979,467千円	2,052,245千円	
保 険 税 ( 現 年 度 分 )	398,110千円	388,713千円	370,849千円	360,253千円	
保 険 税 ( 過 年 度 分 )	20,771千円	20,235千円	13,636千円	7,443千円	
一 般 会 計 繰 入	保 険 基 盤 安 定	97,025千円	93,987千円	92,565千円	93,803千円
	職 員 給 与 費 等	24,176千円	20,801千円	20,869千円	22,242千円
	出 産 育 児 一 時 金	2,800千円	1,400千円	1,960千円	2,520千円
	国 保 財 政 安 定 化 支 援	14,675千円	14,543千円	16,911千円	20,772千円
	法 定 外	5,106千円	3,111千円	3,800千円	5,740千円
基 金 繰 入 金	0千円	0千円	3,302千円	0千円	
前 年 度 繰 越 金	23,589千円	18,294千円	23,601千円	21,156千円	
歳 出 合 計	2,083,821千円	2,019,059千円	1,958,311千円	2,052,245千円	
総 務 費	24,447千円	20,802千円	20,870千円	22,242千円	
保 険 給 付 費	1,492,449千円	1,451,882千円	1,394,516千円	1,491,112千円	
国民健康保険事業費納付金	492,566千円	516,589千円	526,100千円	501,623千円	
保 健 事 業 費	14,234千円	14,937千円	12,671千円	21,755千円	
収 支 差 引 残	18,294千円	23,601千円	21,156千円	0千円	
基 金 保 有 額	26,314千円	37,755千円	34,545千円	44,956千円	
1 人 当 たり 基 金 保 有 額	6,176円	9,260円	8,660円	11,465円	
保 険 給 付 費 に 対 す る 割 合	1.76%	2.60%	2.48%	3.01%	

## エ 保険税

### (ア) 賦課・収納等状況

琴浦町の保険税率は平成28年度から据え置きとなっており、軽減世帯の全体に占める割合が微増傾向にある。令和2年度の収納率は、現年度分は近年最も高かったが、過年度分は例年より低下した。令和3年度の収納率は、10月末時点の対前年同月比で現年度分は微増だが、過年度分はやや減少している。

区		分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (10月末現在)
賦課限度額		医療	580,000円	610,000円	630,000円	630,000円
		支援	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円
		介護	160,000円	160,000円	170,000円	170,000円
賦課割合 (応能：応益)		医療	57：43	58：42	57：43	57：43
		支援	59：41	59：41	58：42	58：42
		介護	55：45	55：45	55：45	53：47
1人当たり 調定額		医療	65,978円	66,312円	65,795円	65,214円
		支援	23,076円	23,080円	22,806円	22,613円
		介護	23,719円	23,768円	23,496円	22,915円
軽減世帯	世帯数	2割軽減	291世帯	298世帯	298世帯	280世帯
		5割軽減	436世帯	406世帯	418世帯	395世帯
		7割軽減	738世帯	747世帯	713世帯	764世帯
	世帯割合	2割軽減	11.22%	11.79%	12.10%	11.34%
		5割軽減	16.81%	16.07%	16.98%	16.01%
		7割軽減	28.46%	29.56%	28.97%	30.96%
収納率	現年度分		96.01%	96.53%	96.95%	44.26%(+0.56)
	滞納繰越分		33.98%	37.52%	30.40%	19.28%(△3.65)
滞納状況 (年度末時点)		世帯数	109世帯	86世帯	95世帯	--
		割合	4.36%	3.54%	3.88%	--

医療分	国民健康保険に要する費用（納付金、保健事業費等）に充てるためのもの
支援分	後期高齢者支援金等（後期高齢者医療に対し、他の健康保険が財政支援するための拠出金）の納付に要する費用に充てるもの
介護分	介護納付金（40～64歳の介護保険料）の納付に要する費用に充てるもの

※ 賦課割合、1人当たり調定額、軽減世帯は本算定時賦課期日時点

### (イ) 新型コロナにかかる保険税の減免状況

新型コロナの影響で収入が減少した被保険者に対する保険税の減免状況は次のとおり。

減免年度	対象年度	件数	減免額	財源
令和2年度	令和元年度	9件	221,800円	10/10国
	令和2年度	17件	2,937,600円	
令和3年度	令和3年度	3件	408,000円	4/10国 6/10町(一般会計繰入)

オ 医療費

令和2年度は新型コロナによる受診控えの影響もあり、やや減少傾向が見られたが、令和3年度は前年度より増加傾向が見られる。

区		分	平成30年度	令和元年度	令和02年度	令和03年度
1人当たり 診療費	全体 (一般+退職)	入院	170,791円	172,963円	164,140円	157,543円
		入院外	136,553円	136,390円	138,240円	146,600円
		歯科	21,889円	21,345円	22,881円	23,207円
		調剤	68,550円	72,283円	71,215円	74,737円
		その他	10,896円	10,179円	10,239円	8,906円
		合計	408,679円	413,160円	406,715円	410,993円
	前期高齢者 (65~74歳)	入院	248,768円	229,902円	221,389円	222,220円
		入院外	180,126円	173,037円	173,725円	182,649円
		歯科	27,126円	26,539円	26,695円	26,955円
		調剤	94,177円	92,054円	89,808円	92,575円
		その他	14,652円	12,803円	12,850円	10,942円
		合計	564,849円	534,335円	524,467円	535,341円
	高齢受給者 (70~74歳)	入院	265,024円	263,390円	238,476円	257,743円
		入院外	204,584円	202,965円	196,896円	189,157円
		歯科	28,321円	27,133円	27,230円	28,762円
		調剤	106,581円	107,803円	103,955円	100,734円
		その他	13,990円	11,598円	13,886円	12,482円
		合計	618,500円	612,889円	580,443円	588,878円
1件当たり 日数	全 体	1.27日	1.25日	1.24日	1.21日	
	前 期 高 齢 者	1.28日	1.23日	1.22日	1.20日	
	高 齢 受 給 者	1.28日	1.26日	1.24日	1.25日	
1日当たり 診療費	全 体	19,488円	20,007円	20,526円	20,339円	
	前 期 高 齢 者	20,630円	20,313円	20,719円	20,927円	
	高 齢 受 給 者	20,452円	20,868円	20,790円	20,891円	
受診率(100人当たり)			1653.37%	1662.84%	1609.88%	1661.32%

※1人当たり診療費=費用額ベース

※1人当たり診療費のその他は食事代、訪問看護療養費

※令和3年度の数値は3月~9月診療を元に12ヵ月分に割戻ししたもの

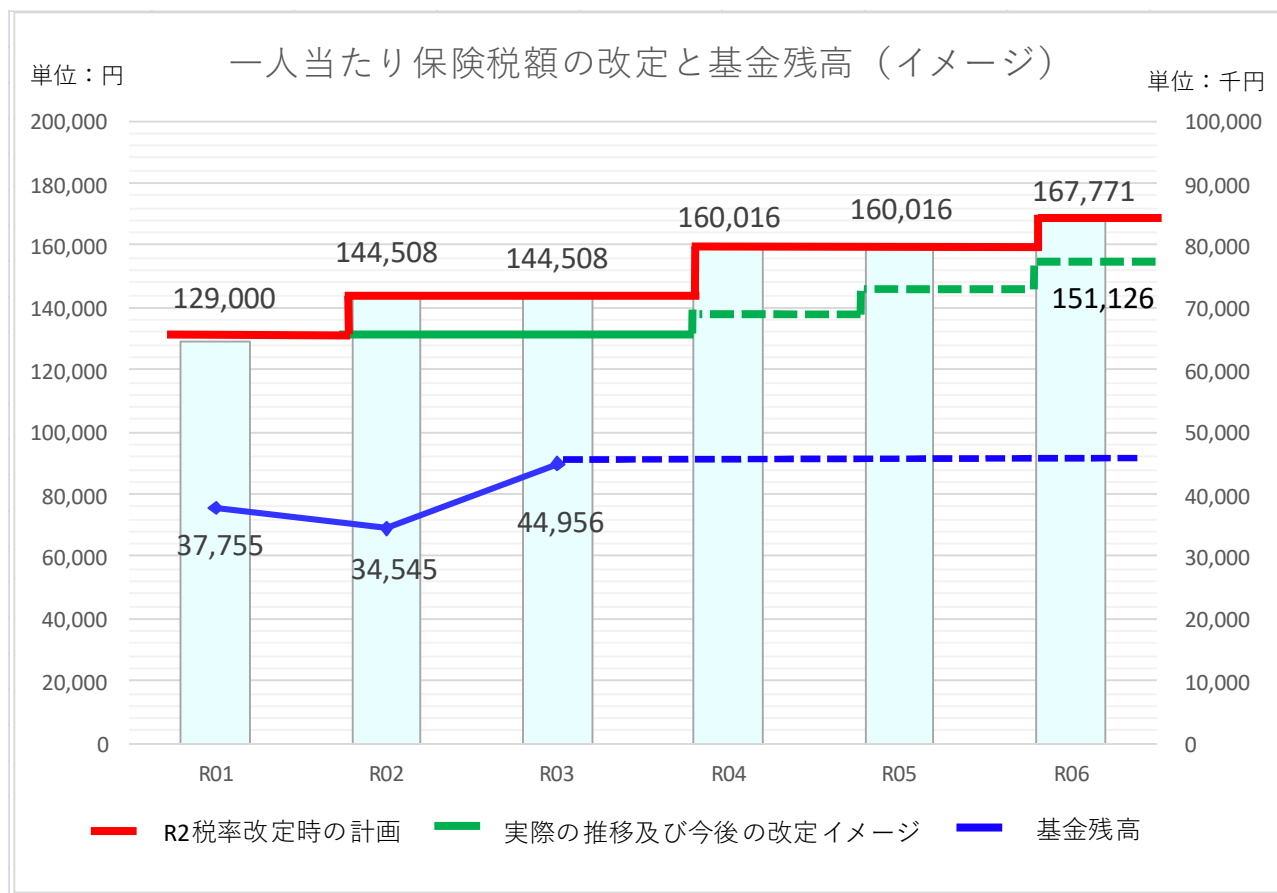
#### (4) 令和4年度国民健康保険税率について

##### ア 保険税率改定の方向性

令和2年度の保険税率を検討する際、令和6年度に激変緩和措置が終了したときの一人当たり保険税額（167,771円）を当面の目標として、段階的に保険税率を引き上げていくこととした（赤色のライン）。

その後、県が今後の医療費推計を下方修正したことで令和3年度分から市町村の納付金負担も減少し、一人当たり保険税額の目標額も下がった（令和3年度算定によると151,126円）ため、今後は新たな目標額に向けて税率改定を検討していく（緑色のライン）。

なお、基金が約4500万円あるが、新型コロナ等の不測の事態への対応を考慮すると十分な額とは言えないため、税率改定に向けて基金取崩はしない前提としたい（青色のライン）。



##### イ 一般会計繰入について

一般会計からの財源補填的な繰入（赤字繰入）は行わないよう国の方針が出ており、県から指導が行われている。また、国から保険者の取り組みに対して交付される保険者努力支援交付金の評価項目となっており、琴浦町が赤字繰入すると琴浦町だけでなく鳥取県の評価も下がり、交付額が減少する。このため、一般会計からの繰入は国の定めたもの（P3参照）のみとし、赤字繰入は行わないことを令和2年度の税率改定で協議済である。



### ウ 資産割の廃止について

資産割の廃止についても令和2年度の税率改定の際に協議済である。県内では約半数の市町が資産割を廃止済となっている。

#### 資産割の廃止状況

廃止年度	
H30	鳥取市、境港市
R01	大山町
R02	米子市、倉吉市、八頭町
R03	若桜町、智頭町、南部町

#### 資産割のデメリット

- ・収益を生まない土地建物にも課税されるため、低所得者の負担となる。
- ・他市町村に所有する資産、相続登記されていない資産は対象外となるため不公平な面がある。

### エ 応能応益割合について

資産割を廃止した分を所得割、均等割、平等割へどのように配分するかも検討が必要になる。琴浦町の現在の応能応益割合は約57:43で応能割（所得割、資産割）が高くなっている。しかし、国の基準では50:50を基本としつつ所得の低い市町村は応益割（均等割、平等割）を高めとすることとなっており、鳥取県の標準割合（令和3年度）は約45:55である。将来、県内で保険税率を統一することがあれば、これに近いものとなることが予想されるため、徐々に応益割合を高めておくべきである。

### オ 令和4年度制度改正について

- (ア) 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割を半額に軽減（国1/2、県1/4、町1/4負担）。
- (イ) 保険税の賦課限度額（現行99万円）を、医療分を2万円、支援分を1万円増加し、合計102万円（医療分65万円、支援分20万円、介護分17万円）とする。

### カ 保険税率協議の時期

平成28年度より当初予算とセットで3月議会に提案する様、保険税率の協議を1~2月に行ってきたが、基金も限られており厳しい財政運営を乗り切るため、確定申告で所得状況を把握し、より正確な保険税率の試算を行ったうえで5月頃に協議することとしたい。

#### (参考)

##### ■ 保険税の構成

応能割	保険税の負担能力に応じて負担するもの	所得割	前年度の所得金額に応じて負担するもの
		資産割	今年度の固定資産税額に応じて負担するもの
応益割	受益に応じて等しく負担するもの	均等割	世帯内の国保被保険者数に応じて均等に負担するもの
		平等割	国保に加入する全世帯が平等に負担するもの

##### ■ 賦課方式

4方式	所得割、資産割、均等割、平等割
3方式	所得割、均等割、平等割
2方式	所得割、均等割